

参議院国際労働条約第八十七号等特別委員会会議録第六号

昭和四十年五月十二日(水曜日)
午後一時二十一分開会

委員の異動

五月十一日

辞任

吉田忠三郎君

補欠選任

占部 秀男君

五月十二日

辞任

長谷川 仁君

補欠選任

和田 鶴一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

安井 謙君

亀井 光君

草葉 隆國君

竹中 恒夫君

小林 武君

横川 正市君

江藤 智君

久保 勘一君

後藤 義隆君

鈴木 恭一君

野本 品吉君

日高 広為君

丸茂 重貞君

三木與吉郎君

山崎 齊君

和田 鶴一君

占部 秀男君

北村 暢君

鈴木 強君

中村 順造君

渋谷 邦彦君

国務大臣

運輸大臣

労働大臣

自治大臣

政府委員

内閣法制局第一部長

人事院総裁

人事院事務総局職員局長

内閣総理大臣官房公務員制度調査室長

警察庁長官

法務省刑事局長

運輸省鉄道監督局長

労働省労働局長

自治省行政局長

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

常任委員会専門員

田畑 金光君

佐藤 尚武君

松浦周太郎君

石田 博英君

吉武 恵市君

関 道雄君

達夫君

大塚 基弘君

岡田 勝二君

江口 俊男君

津田 實君

佐藤 光夫君

三治 重信君

佐久間 昭君

伊藤 清君

鈴木 武君

中原 武夫君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

磯崎 敬君

○地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安井謙君) ただいまより、国際労働条約第八十七号等特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五月十一日、吉田忠三郎君が委員を辞任し、その補欠として占部秀男君が委員に選任されました。

また、本日、長谷川仁君が委員を辞任し、その補欠として和田鶴一君が委員に選任されました。

以上でございます。

○委員長(安井謙君) それでは、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がございますので、順次発言を許します。中村順造君。

○中村順造君 まず、労働大臣にお尋ねいたしますが、まる七年前に国鉄の部内の中で解雇者をめぐりまして団体交渉拒否、いわゆる国鉄の中で、国鉄労働組合、当時の機関車労働組合が、それぞれ解雇者を三役に改選をしたということ、ILOの問題が初めて提起されたわけですが、私は、当時ちょうどこの問題につきまして、東京地裁で争い、あるいは最初にILOにこの問題を提起をした当事者の一人でありまして、その時点から考え

ますと、当然なざるべきこの八十七号条約の批准ということが、まあ足かけ八年、まる七年という長い経過をたどっているわけですが、一体大臣はどうしてこんなに長く、当然なざなければならぬこの条約の批准というものがおくれたのか。どういふふうな認識を持っておられるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) これは、ドライヤー委員会の提案の中にも指摘されておりましたが、同時に、私も昨年七月に就任いたしましたとき、同一趣旨の発言をしたのでありますが、この問題がかくのごとく流れたのには、時間を経過いたしましたのは、やはり何と申しまして、労使双方の中にある相互の不信感、これが問題を非常に紛糾せしめたものだと思っております。

○中村順造君 労使の不信感と、こうまあ一口に片づけられるわけですが、当初、私もこのILOに提訴した当時は、少なくともこの八十七号条約に直接抵触をする公労法の四条第三項、あるいは地公労法の五条第三項、この問題を国内法として改正をし、そのことによって、この八十七号条約はすなおに批准ができる、こういうふうな理解をし、その後いろいろなほかの組合の経過もありましたけれども、ただ、不信と言われましても、これは参議院の本会議でも、何回かこの問題は問題になったわけですが、この四条第三項、五条第三項のいわゆる廃止ということ以外に、当時まあ関係五法案といわれておりましたが、大臣のいまの答弁では、それでは政府が関係五法案を出さなければならぬということ、いわゆる政府のほうで労働組合を信用できないと、これから始まったわけですか。

○国務大臣(石田博英君) 私は、日本の労使関係、あるいは労働組合運動の歴史というものの、順次正常化の道をたどってきておると思っております。

○委員長(安井謙君) それでは、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がございますので、順次発言を許します。中村順造君。

○中村順造君 まず、労働大臣にお尋ねいたしますが、まる七年前に国鉄の部内の中で解雇者をめぐりまして団体交渉拒否、いわゆる国鉄の中で、国鉄労働組合、当時の機関車労働組合が、それぞれ解雇者を三役に改選をしたということ、ILOの問題が初めて提起されたわけですが、私は、当時ちょうどこの問題につきまして、東京地裁で争い、あるいは最初にILOにこの問題を提起をした当事者の一人でありまして、その時点から考え

ますと、当然なざるべきこの八十七号条約の批准ということが、まあ足かけ八年、まる七年という長い経過をたどっているわけですが、一体大臣はどうしてこんなに長く、当然なざなければならぬこの条約の批准というものがおくれたのか。どういふふうな認識を持っておられるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) これは、ドライヤー委員会の提案の中にも指摘されておりましたが、同時に、私も昨年七月に就任いたしましたとき、同一趣旨の発言をしたのでありますが、この問題がかくのごとく流れたのには、時間を経過いたしましたのは、やはり何と申しまして、労使双方の中にある相互の不信感、これが問題を非常に紛糾せしめたものだと思っております。

○中村順造君 労使の不信感と、こうまあ一口に片づけられるわけですが、当初、私もこのILOに提訴した当時は、少なくともこの八十七号条約に直接抵触をする公労法の四条第三項、あるいは地公労法の五条第三項、この問題を国内法として改正をし、そのことによって、この八十七号条約はすなおに批准ができる、こういうふうな理解をし、その後いろいろなほかの組合の経過もありましたけれども、ただ、不信と言われましても、これは参議院の本会議でも、何回かこの問題は問題になったわけですが、この四条第三項、五条第三項のいわゆる廃止ということ以外に、当時まあ関係五法案といわれておりましたが、大臣のいまの答弁では、それでは政府が関係五法案を出さなければならぬということ、いわゆる政府のほうで労働組合を信用できないと、これから始まったわけですか。

○国務大臣(石田博英君) 私は、日本の労使関係、あるいは労働組合運動の歴史というものの、順次正常化の道をたどってきておると思っております。

○委員長(安井謙君) それでは、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がございますので、順次発言を許します。中村順造君。

○中村順造君 まず、労働大臣にお尋ねいたしますが、まる七年前に国鉄の部内の中で解雇者をめぐりまして団体交渉拒否、いわゆる国鉄の中で、国鉄労働組合、当時の機関車労働組合が、それぞれ解雇者を三役に改選をしたということ、ILOの問題が初めて提起されたわけですが、私は、当時ちょうどこの問題につきまして、東京地裁で争い、あるいは最初にILOにこの問題を提起をした当事者の一人でありまして、その時点から考え

ますと、当然なざるべきこの八十七号条約の批准ということが、まあ足かけ八年、まる七年という長い経過をたどっているわけですが、一体大臣はどうしてこんなに長く、当然なざなければならぬこの条約の批准というものがおくれたのか。どういふふうな認識を持っておられるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) これは、ドライヤー委員会の提案の中にも指摘されておりましたが、同時に、私も昨年七月に就任いたしましたとき、同一趣旨の発言をしたのでありますが、この問題がかくのごとく流れたのには、時間を経過いたしましたのは、やはり何と申しまして、労使双方の中にある相互の不信感、これが問題を非常に紛糾せしめたものだと思っております。

○中村順造君 労使の不信感と、こうまあ一口に片づけられるわけですが、当初、私もこのILOに提訴した当時は、少なくともこの八十七号条約に直接抵触をする公労法の四条第三項、あるいは地公労法の五条第三項、この問題を国内法として改正をし、そのことによって、この八十七号条約はすなおに批准ができる、こういうふうな理解をし、その後いろいろなほかの組合の経過もありましたけれども、ただ、不信と言われましても、これは参議院の本会議でも、何回かこの問題は問題になったわけですが、この四条第三項、五条第三項のいわゆる廃止ということ以外に、当時まあ関係五法案といわれておりましたが、大臣のいまの答弁では、それでは政府が関係五法案を出さなければならぬということ、いわゆる政府のほうで労働組合を信用できないと、これから始まったわけですか。

○国務大臣(石田博英君) 私は、日本の労使関係、あるいは労働組合運動の歴史というものの、順次正常化の道をたどってきておると思っております。

○委員長(安井謙君) それでは、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告がございますので、順次発言を許します。中村順造君。

○中村順造君 まず、労働大臣にお尋ねいたしますが、まる七年前に国鉄の部内の中で解雇者をめぐりまして団体交渉拒否、いわゆる国鉄の中で、国鉄労働組合、当時の機関車労働組合が、それぞれ解雇者を三役に改選をしたということ、ILOの問題が初めて提起されたわけですが、私は、当時ちょうどこの問題につきまして、東京地裁で争い、あるいは最初にILOにこの問題を提起をした当事者の一人でありまして、その時点から考え

ますと、当然なざるべきこの八十七号条約の批准ということが、まあ足かけ八年、まる七年という長い経過をたどっているわけですが、一体大臣はどうしてこんなに長く、当然なざなければならぬこの条約の批准というものがおくれたのか。どういふふうな認識を持っておられるのか、まずそれをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石田博英君) これは、ドライヤー委員会の提案の中にも指摘されておりましたが、同時に、私も昨年七月に就任いたしましたとき、同一趣旨の発言をしたのでありますが、この問題がかくのごとく流れたのには、時間を経過いたしましたのは、やはり何と申しまして、労使双方の中にある相互の不信感、これが問題を非常に紛糾せしめたものだと思っております。

○中村順造君 労使の不信感と、こうまあ一口に片づけられるわけですが、当初、私もこのILOに提訴した当時は、少なくともこの八十七号条約に直接抵触をする公労法の四条第三項、あるいは地公労法の五条第三項、この問題を国内法として改正をし、そのことによって、この八十七号条約はすなおに批准ができる、こういうふうな理解をし、その後いろいろなほかの組合の経過もありましたけれども、ただ、不信と言われましても、これは参議院の本会議でも、何回かこの問題は問題になったわけですが、この四条第三項、五条第三項のいわゆる廃止ということ以外に、当時まあ関係五法案といわれておりましたが、大臣のいまの答弁では、それでは政府が関係五法案を出さなければならぬということ、いわゆる政府のほうで労働組合を信用できないと、これから始まったわけですか。

○国務大臣(石田博英君) 私は、日本の労使関係、あるいは労働組合運動の歴史というものの、順次正常化の道をたどってきておると思っております。

○委員長(安井謙君) それでは、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、国家公務員法の一部を改正する法律案、地方公務員法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

ます。しかしながら、その経過並びに現状についてのそれぞれの当事者、担当者の中に、現状のままだけでは、八十七号条約を批准をいたしましたも、実質的に労使の秩序ある慣行が打ち立てられないというような考え、判断に立つのも理由が十分あったと思うのであります。そういうような各方面の意見を調整して出されたのが政府案でございますが、その政府案に對しまして、また反対の意見が出、さらに他のいろいろな問題が関連をいたしてまいりまして、その結果、こういうふうな時間を長く経過した、こういうふうな考えております。

○中村順造君 私はその後の問題についていろいろ経過のあることも十分承知しておりますが、まず、その姿勢の問題からたゞしておるわけですが、大臣の言葉では、これは相互の不信任感、こういうわかれまじけれども、たとえば関係五法案が出された当時の状況を見ますと、あとでこれは取り下げられたわけでありまして、国鉄の営業法なども、これは五法案の中に入ってきた。国鉄の営業法は国鉄の自主的な判断によつて、たとえば、八十七号条約を批准する、団体の規則をゆるめなければならぬ、これは……いゝゆる結社の自由、団体の保護だということになれば、団体というものは非常に規制がゆるむ。半面そのままだでは置かれないから、今度は個人を規制するという考え方があの営業法の改正案の中身だった。そのほかのいわゆる四三項、五三項を除く国家公務員法、地方公務員法、あるいは公務法、地公労法、こういうものを政府は提案されているわけですね。いまの状態ですと、当時の関係五法案のことを私は申し上げておるのですが、その考え方はどこから出るかということ、あなたはこれは労使の不信任感から、そういうことが考えられるのだ、こういうふうな言われるわけですね。一体労働省というものは、これは労働者をどうする考え方なんです、性格のものです、これはいゝゆる保護という言葉は適切でないかもしれませんが、あるいは個人々々の力の弱い労働者に対して、労働省と

いうものはある程度これを保護しあるいはサービスをしてやる、こういう性格じゃないのですか。その点はどうなんですか。

○國務大臣(石田博英君) 労働省の任務と性格は、勤労者の利益を擁護して、その生活及び経済的諸条件の向上をはかることにあるわけでありまして。しかしながら、その目的を達成するために、いかなる行為をも、いかなることをも、それを容認して差しつかえない、野方圖にしておいて差しつかえないという性質のものではないのであります。その目的を達成するためにも、やはり健全な労働慣行の確立が必要である、こう考えておる次第でございます。

それから鉄道営業法——もう済んだことでありまして、いま議論をしてもしかたないことであります。が、鉄道営業法という法律自体は、御承知のよう、明治三十年何年かにできた法律がそのまゝあるわけでありまして、そのことがそれ自体として当然検討すべき問題だと思つておられますが、それを、ILO八十七号条約批准に関連してその法律を出されるのには、やはりその当時の使用者側の考え方、譲りがあるとか間違ひがあるとかいふ議論と同時に、その当時の労働組合運動のあり方というものを對する一つの反映とも考えられる。したがつて、私はやはりこれは、どちらが悪い、どちらが正しいという議論をする前に、双方が従来のやり方について十分反省をし、態度の変更を行なつて、労使の円満な秩序ある慣行の樹立に努力をすべきものだ、こう考えております。

○中村順造君 私が申し上げておるものは、まあこれは過ぎたことだからということでありまして、初め申し上げたように、考え方の違いあるいは姿勢の問題ですがね。すなわちこの四三項と五三項と八十七号と、この問題だけを取り扱えば、少なくとも今日までの七年という長い日子は必要でなかったと思うんです。ところが、あの関係五法案というのは、これは鉄道営業法の問題が出ましたが、鉄道営業法はなるほど太政官時代からの法律です。ところが、その鉄道営業法全部を

改正すると、かたかなで書いた法律を、という趣旨じゃないんです。あの改正案は長いこと国会で提案されてたなごらになつておりましたが、その罰則だけ——個人のいゝゆる罰則だけを強化するという、わずか二条の改正だつたんです。これはすなわち先ほど私が申し上げましたように、やはり団体の規制をゆるめるかわりに個人を締めつけよう、ほかの四法案にしても同じことが言えるわけですから、いろいろな条件をつけて労働者を締めつけよう、そこに私は労働省としての問題があるんじゃないか。少なくとも資本主義下のアメリカの労働省のように、徹底した労働者の立場を擁護するという考え方は、関係五法案が出された當時には政府にはその考え方はなかった。団体の規制をゆるめざるを得ないという羽目になつて、これは個人の規制を強める、あるいは組合自身に非常に不利な条件を持ち出す、そういうことが他の関係四法案の中身でもあつた。——今日は情勢が変わりましたけれどもね。ならば、私も当初の、ILOに提訴し、その後の国会にこの八十七号条約の批准という問題が出された當時、関係法案がついたことを考えると、これは姿勢の問題として、労働省が徹底したいま大臣がおっしゃつたような性格を、そのまま労働省の性格として運用されておらなかつたということが言えるんじゃないかということ、私は申し上げておる。その点はどうなんですか。

○國務大臣(石田博英君) 当初、八十七号条約の批准を決定し、それを国会に提出するという際においては、むろん、公務法、地公労法の関係事項だけを改正すればそれでいんだという議論は、これは必ずしも野党だけでなくして、政府内にもありました。個人として私はそういう意見でありました。これは明確にしておきたいと思ひます。しかしながら、同時に、その当時の公共企業体及び公共部門における労使関係の実情、これは、政府を預かつておる者は公共の利益を守り、そして特に公務員は憲法十五條に示されているように、すべての人に奉仕する立場、それを行な

う立場からいって、その現状にかんがみ、それを保障するだけの措置をとつておかねばならぬという議論も非常に有力でありました。それはしかし、一方の出た議論ではなくして、やはり相対的にそういうことを必要と考える実情がここにあつたので、したがつて、そういう状態を相互の信頼回復と反省と自制によつて、正しい軌道の上に乘せていくことが必要であらう、こう総合的な判断の上に立つて、政府があの當時あつた関係法案を提出したのだと思つておるのです。

それからアメリカの労働省の立場、日本の労働省の立場、私は根本的に目ざす目標及びその責任、これに変わりがあるとは思つておりません。ただ、それぞれの国々が持つております歴史的な労働運動あるいは労使関係の歴史的な経過の相違、実情の相違、そういうものがあるというその時点において違つてくる場合もあり得るのであります。私は労働者保護を、あるいは労働者の利益を擁護するという立場に立つことは、何でもかんでも労働組合なりあるいは労働の名前において行なわれることは、全部それを保護し、容認することになるのだとは思つていないのであります。むしろそういう目的のためにも、やはり秩序ある慣行を打ち立てて、多く世間の人々の共感を得、その利益を守るためになつていてこそ、私は労働者の利益が大局的に守られるのだと考えている次第であります。

○中村順造君 まあ大臣、何でもかんでも労働者の言ふとおりになれ、私はそう言つておるわけじゃないです。少なくとも大臣も知つておられると思いますが、この関係五法案が出されたその意図といふものは、これはもう明らかにその労働組合に都合の悪いこと——あなたは公共の福祉を守るためにということでありましたけれども、そういうことじゃないわけですよ。これはいま、日にちがたつておるから、そういうことを言われておりますが、これは国会で何回も議論した問題ですからね。私はまあさかのぼつてしつこく言うわけではないけれども、少なくとも、八十七号条

がつて労働大臣といたしましたしては、この労働組合法の差し示す方向に向かって勤労者の利益の擁護をはかるのが労働大臣の立場だと思っております。しかしながら、労働組合の名前のもっと何をしていいというものではないのでありまして、労働組合法はあれは労働組合の活動を保護している範囲はおのづからきまつておるのであります。その範囲を越えた行為が他の法律に抵触する場合、これは当然その法律によつて規制を受けなければならぬのでありまして、免責規定からははずれてまいるのであります。私は労働組合運動というものの、あるいはこの労働者の利益擁護のいうものは、やはりわが国が法治国でありますから、そのものは法治国の法秩序を守るといつたてまえの上に立つて、言いかえれば、労働組合は今日一千万近い組織人員を持つていたのでありますから、近代国

家、近代社会の構成員の一員として、その近代国家のささえとなる法秩序を守るといふ役割を分担しつつ活動されるところに、私はほんとうの意味の労働者保護の目的が達成される、こう考えておる次第であります。

○中村順造君 いや、これはまた、何でもかんでも論議ですがね、労働運動だから何をしてもいいと私は言っておるわけではないですよ。まあ逐次法質問を進めていきたいと思いますが、この労組法的一条二項ですね。これこれだと刑事免責の条項が書いて、暴力は「いかなる場合」でも許されないと、こうなっておるわけですね。刑事局長、きょう呼んであるはずですが、この場合の暴力というのは、一体専門的に法律のことで言えば何と何んですか。

○政府委員（津田寛君） 暴力とは法律で申しますと有形的な外力でございます。

○中村順造君 もつと具体的に話してみてください。

い。
○政府委員（津田實君） 具体的には、その免責されていない事項につきまして、刑法その他の法令に触れた場合には、これはいづれも犯罪になるわけでございます。で、暴力と申しますのは、その

犯罪のうちの有形的な外力を使つたものをさすわけでございますから、たとえば、犯罪のうちで外力を使わない行為ももちろんあります。たとえば暴行とかあるいは傷害とかいうことになれば、これは有形的な外力を使つておるわけですから、これは当然暴力と、こういうものでございますし、あるいは名誉棄損とか侮辱とか、そういうようなものがあれば、これは有形的な外力ではございませんが、やはり犯罪になる場合がある。こういうことでございます。したがって、暴力と申しますのは、有形的な物理的な力を使うと、こういうことをさすわけでございます。

○中村順造君　あなたは法律の専門家だから、もう少し詳しい答弁をいただけるかと思いましたがね、あの「いかなる場合においても、暴力」という労組法の問題ですね。これは名譽棄損だとか、そんなこと入るんですか。外力の暴力というのは、あの場合の暴力というのは、厳密に言うならば力でしよう。外力を与えた場合を暴力と名ぞすわけではないわけでしょう。その点明確にしてください。

○政府委員（津田實君） ただいま申し上げましたのは例を申し上げたわけでございまして、有形的な外力と申しますのは、先ほど申しましたように、暴行とか傷害とか、そういういわゆる具体的実力を使うということでございます。言語によるものとか、そういうものももちろん入らないわけでございますし、あるいは窃盗とか、そういうような財物的なものももちろん入りません。

○中村順造君 言うならば、これは官憲の労働運動に対する不当介入、こういうことになって、具体的な例がたくさんあるわけですよ。あなたのほうで、いままで労働組合のいわゆる運動に対してです、中にはそれは暴力行為もあつたでしょう。それから暴力行為にまぎらわしいものもあるでしょう。それから暴力行為でないとして最終審が無罪になつた例もあるわけです。一体労働組合の運動にどういう罪名が使われておつたのか、これをあげてください。どういふ罪名で。

○政府委員(津田實君) ただいま爭議行為に關連いたしました起こりました事件として、私どものいま、頭にあるものとして考えられるものは、これは暴行、傷害、公務執行妨害、威力業務妨害、大体そういうものが多いと思います。

○中村順造君 暴行、傷害というのは、これは事實があれば、それは刑事免責にはなりませんことは私も理解しておりますが、この中にたくさんな罪名があるわけですよ。公務執行妨害あるいは建造物侵入罪、それから公文書毀棄罪、証言拒否罪、こういうものがみんな入っているわけですがね。いままでたくさんありますが、特に、いまお話の申にありました威力業務妨害というのは具体的にどういうことなんでしょうか。どういう場合が犯罪になるんですか、労働組合の中で威力業務妨害と

○政府委員(津田寛君) 威力というものがどういうものになるかということは、これは具体的に事件ではなかなか申し上げにくいわけですが、威力業務妨害罪としての通常……まあ通常といえますが、おりおり起こる問題といたしましては、多衆

の威力を用いまして、そうしていろいろ業務を妨害する。たとえば、出荷を阻止するとか入荷を阻止するとか、まあそういうような行為がわれわれの目についておる、現在考えておる事件であつたというふうに思っております。

○中村順造君 多衆の威力というんですが、労働組合の運動、あるいは特に争議などの場合は、これはもうピケットはつきものなんですね。まあ非常に時代のおくれた論議ですがね。そういうものが威力になるんですか、多衆でピケットなんか組んだ場合に。そういう解釈は成り立たないんじゃないですか。ピケット張ったのがそれが力ではなかったら何ですか。

○政府委員(津田實君) すべてのものになるとい
う、ピケットのすべてになるということを考えてい
るわけではありません。ピケッティングの限界とい
うものは平和的説得が限界であります。その限
界を越えた場合は、当然威力と認められる場合が

生じてもらえないと思うのでございます。

●中村順造君 限界にも問題があるんですがね。威力というのは一体どうです、これは空気のようなものじゃないですか、威力というのは。暴力なものじゃないですか、けた、傷をした、こういうものは

歴然として残りますが、それが威力としてあなただけにどういふ解釈を持っているんですか。労働法には、いかなる場合でも暴力はいけなく書いてあるんですがね。暴力の理解というのは、やはり相手に傷を負わしたとか、そういう場合は、これは明らかに暴力ですよ。あるいは暴力でもって相手をたたぐって仕事のじゃまをしたといえ、それは公務執行妨害になるかもしれませんが、威力妨害業務妨害、威力というのは大体どういふことを暴みますか。明確に説明できますか。そういうものを暴

力はいいけれど書いてあるからといって掘大船をいけ、これは昨年の四月までの統計を見ますと、国鉄労働組合だけでも威力業務妨害と称するものが四十二件も対象にあがっている。多数の人が逮捕されておるわけです。威力ということはどういうことですか。

○政府委員(津田實君)　ここに判例がございまして、判例の趣旨を申し上げるわけですが、
「威力」とは、犯人の威勢、人数および四圍の状況よりみて被害者の自由意思を制圧するにたりる犯人側の勢力を指称し、且右勢力は客觀的にみて

被害者の自由意思を制圧するに足りるものであればよい。」、こういうことで、この趣旨であると思えます。

○中村順造君　必ずしも被害者というのではありませんか、威力業務妨害で。被害者というのはだれですか。

○政府委員（津田實君）　意思を制圧される者であります。

○中村順造君　意思を制圧されるといいましても、無形なものも、意思のないものもあるわけですよ。意思のないものも、いろいろな場合が想定されるわけですよ、これは。意思のないものに対してピケットを張った場合もあるわけです。これ

はまあ本来の姿じやありませんけれどもね。ただ

し、それがたとえは、おおむねピケットは組合員を説得すると、説得の必要があると、そういう場合にもピケットを張るわけですがね。それに、意思に反したとか反しないとかいうことは、それから後の問題です。それが威力になったとか、どうかという解釈はあなたのほうでつけるわけですよ。ピケットを張ってその組合員の意思を確かめるといふことは、これはピケットの趣旨からして悪いことじゃないわけでしょう。一つもそれは犯罪じゃないでしょう。それが威力になったからというの、あなたのほうのつけた口実でしょう。

これはまああなたは刑事局長ですからね、全く法律論争しかできないかもわかりませんが、警察庁長官どうです。これ、たくさんにそういう例はあると思うのです、あなたのいわゆる中央における警察官の行為としてはです。私は現実には具体的なものを一つ持っているわけですがね。あなたの解釈はどうですか。

○政府委員(江口俊男君) お答えいたします。私たちの解釈も法律上の解釈は全く法務省の解釈と

同じ立場をとって行動いたしております。

○中村順造君 それはそういうことですがね。一審法官が現地で、それは法律のないところに警察官行動しないのですよ。いやしくも国家権力を背景に公務を執行しておるものですから、もちろ

んそれは法律的な根拠はなけらに、ならぬです。しかし、その場その場において、明確な法律
的な根拠がないから、問題になって、裁判になつ
たときには無罪になったという例、たくさんあり
ますよ、この中に。これは一口に言つて、具体的に
ここで法律論争したつてしようがありません
が、私の言いたいのは、いわゆるILO八十七号
条約、ILOのいろいろな条約、なかんずく百
五号がいま問題になりましたが、いわゆる争議
に参加をしたということで、これに強制労働を課
してはいかぬと、しかし、日本では争議権の認めら
れておらない組合があるから、これは当然犯罪だ
というふうな言い方もされるのでしょうけれど

も、そのILOの精神というものは、あくまで力弱き労働者を保護し、あるいは労働条件を維持改善のために、それだけの活動をするのを国際的に認めるという趣旨です。ところが現実には、私がいままで議論しておるのは、政府がやっておられることは、国家権力を背景にして、いわゆる労働運動を弾圧する、官憲の不当介入まで行なうと、こういうことです。警察庁長官は法律の根拠で警察が動いておると、自治大臣、どうです、これ、あなたは国家公安委員長として、そういう傾向はないですか。

○国務大臣(吉武恵市君) お答えをいたしますが、争議に参加したからといって、これを検挙することかどうとかいうことはいたしてないのではありません。先ほどのように、いわゆる正常な認められた行為を越えた、限界を越えた行為についてあり得るだけでございまして、ただ争議を弾圧するとか、争議行為に参加したからといって検挙することかどうとかということはいないというふうに存じます。

○中村順造君 それでは、特に私は、この場合は国家公務員、地方公務員、あるいはいわれておる争議権のない組合、これの大衆行動には警察官がなぜ出てくるのですか、警察官が。これは要請がないにもかかわらず、あるいはある場合もありますがおおむね要請がないにもかかわらず多数の警察官が、特に最近はそのことが新聞などに出ると、もう初めから待機をする。場合によっては労働組合のビケットの人間よりも警察官の数のほうが多い。ごく最近はそのような面が顕著になっているわけですが、正常な労働運動と違反行為があるかないかまではわからない。犯罪がそこにあるというなら別ですけども、そういうことがわからないというから、多数の警察官が待機をする、こういう実情がしばしばある。しかも、これを逮捕する。不当に逮捕して裁判してみたら、これは全く無罪であった、こういう例がたくさんあるわけですから、自治大臣の国家公安委員長の言われたとおりではない、現在の実情はです。

○国務大臣(吉武恵市君) 正常な労働運動をしておるのに警察がこれにタッチすることはないと申します。御承知のように公共企業体等は争議行為を禁止されております。したがって、争議行為を禁止されているものが、いわゆる争議行為をすれば、つまり正常な運行を妨げるという点において警察官が出ることはあると思います。しかし、正常な労働運動を弾圧するとか何とかいうことはないのでございます。

○中村順造君 これは正常であるかどうかということ、結果を見なければわからぬことじゃないですか。そうでしょう。たとえば新聞、ラジオ、テレビというのは、それは盛んに言うかも知れませんが、組合の陽動作戦だということもあるわけですね。たしてそこに犯罪が構成されるかどうかということ、結果を見なければわからぬでしょう。にもかかわらず、初めから出てそれに待機するということは、どうですか、これはやはり不当介入、介入の意図があるから待機する。去年もおととしもずっと、ごく最近はそのようなことが多いのです。これはどういうわけですか。それはなるほど争議権はない。しかし、新聞やテレビではストライキをやるといふ宣言をした、そのために警察官がそこに行つて待機しなければならぬ、こういうことなんですか。おかしいじゃないですか、それは。

○国務大臣(吉武恵市君) いままでの例から見ても、争議行為が禁止されておるにもかかわらず、争議行為に入るといふ場合が多いのです。したがって、そういう場合に対処いたしまして、警察官が出動することはあると思ひます。ですから、争議行為に入るといふことが全然予想されないというに出るといふことはないわけでありまして、いままでから考えますという、往々にしてそういう場面が多いものですから、警察官が待機する、こういうことだと思ひます。

○中村順造君 公安委員長、あなたのいわれるようなことなら、かりに公務員なりあるいは公共企業体の職員が禁止された争議行為をやるかまわらないから、そこに犯罪というものが出てくるから警察官が待機すると言ふなら、結果的に見て、なるほど公労法でそういう行為を禁じられておるわけですから、公労法違反だというのがなければならぬはずですよ。ところが、私の持っている資料の中では、鉄道営業法違反というのがあるわけですね。あと公労法違反なんというものは、無理に警察官の厄介にならなくてもいい。やられておるのは全部公務執行妨害、威力業務妨害、空気のようなのを取り上げて、これが威力になったかならないか、不確定のものを取り上げてこれを逮捕し、起訴する、全部こういうケース。公労法違反で禁止された争議行為をやるのなら、責任者はあるいは解雇される、あるいは行政処分を受ける。そのために警察官が待機するというなら、結果的に見て公労法違反でこうだという結論がなければならぬのに、それが一つもない。やられることは威力業務妨害、公務執行妨害、器物破壊である。なにかすく威力業務妨害が一番多い。それなら、かりにこの労組法一条二項に言う暴力というものが心配されるなら、労働組合の正当な争議行為に対して、これは正当であるうがなからうが、いわゆる大衆行動の中で暴力という心配がされるなら、なぜ私鉄やその他の争議権のある組合に警察官が待機しないのですか。

○政府委員(江口俊男君) 私から補足してお答えいたします。前提となつて争議行為のできない組合が争議をやるといふ場合に、特に警察が待機するとか出動するとかいう前提でございしますが、そういう立場で警察が出ておるのじゃないに、争議権のある組合の争議の場合でございしても、ない組合はもちろんのことでございしますが、これに暴力行為というやうなものが予想されるというやうな場合に警察官を出動させるのでございまして、特に

公労法違反がありそうだからという意味の出動は、従来からいたしておりました。したがって運輸関係におきまして、それは国鉄の場合も私鉄の場合も予想される事態が同じでございしますれば、警察が出ることも同じ立場で出動いたします。

○中村順造君 それはおかしいですよ、警察庁長官。公安委員長は、争議権があるなしの前提から警察官が待機する、こう言われておるわけですね。あなたの言われたことと違ひますよ。それは公務員とか公共企業体の組合の大衆行動については必ず暴力行為がつくという前提で待機をされるわけですか。それもおかしいじゃないですか。全然何もないところに……。

○国務大臣(吉武恵市君) 私が先ほど申し上げましたのは、当りませんで、長官が申したとおりでございまして、争議行為があろうとなかろうと、そういうふうな万一の場合を警戒をいたしまして出動するわけでございます。特に争議権のないものが争議に入れば、いわゆる業務妨害とか何とかということになるかと思ひます。けれども、警察官の出動は、ただいま警察庁長官が述べたことが正しいのでございします。

○横川正市君 問題は、おそらく中村君のほうから大臣のほうに概略は伝えられておつたものと私承知をいたします。それは前段です。ことばじりをとらえるわけじゃないのですけれども、私は、警察行政、司法行政をやっている方々と同じ立場でものごとを判断をするということ、国家公安委員長として適当でない問題というものがあると思ひます。なぜ国家公安委員会というものがあつかうかといふ、やはり刑事上、行政上の問題で、当然行政官が行なうものに対して間違ひは間違ひとただし、あるいは行なうべき行動について間違ひを起させないという意味のものが国家公安委員会の任務だと思ひます。だから、そういう意味合いからいいますと、前段の国家公安委員長としてのあなたの答弁と、それから警察庁長官の、いわゆる補足じゃないですね、あなたのいわ

ゆる答弁の否定ですよ。そういった問題が起こったとき、もう少し權威あるあなたの態度というものがないと、警察庁長官にあなたが従属しているようなかっこうで答弁をされることは、これはきわめて遺憾だと思ひます。ですから、もし答弁に立たれるときに、その事態について明確でなければ、打ち合わせてもかまわないですから、国家公安委員長としての權威ある答弁を私のほうでは強く要求したいと思ひます。

○中村順造君 労働大臣どうですか。いま私が問題を提起しておるわけですが、いずれにしても、持つておる資料は、これは總評が詳しく、いままでの官公労働者に対する刑事、民事の事件がこれだけあるわけですよ、この中に。膨大な数にのぼつておる。特に三公社五現業、今度の八十七号条約の対象になる地方公務員、国家公務員を含めて非常に警察権力の介入ということが目立って最近多いわけですよ。この際だから私は運輸大臣にも申し上げておきたいのですが、あなたの監督下にある国鉄の実情から見ても、国鉄は公安職員というものを持つておる。いまどのくらい——いま二千五百名くらいおると思ひますが、これは労働組合が何かやりそうだといふときには、警察官よりまだ行き過ぎて、鉄かぶとをかぶつて、乱闘服を着て、そして警棒を振り回してあばれておるわけです。しかも、私は最近聞いて驚いたのですが、公安本部長というのは三重県の警察本部長が新しく今度就任をしている、そういう体制を国鉄はとっているわけですよ。あなたの監督下にある国鉄は、こういうことで労働大臣の言われているように、結果的に見てどうなるかといふことは別にして、正常な労働運動を常に前進をさせておる組合運動に対して、それだけに現在の日本の政府はやつておるわけですよ。労働大臣どうですか、あなたの趣旨のとおりになっておらないですか、あなたの趣旨を保護するが労働者へのサービス、福祉向上などというところが、この面からは言えないです。労働大臣のお考えはどうですか。運輸大臣もひとつ答えてください。

○國務大臣(石田博英君) 正常な労働組合運動が行なわれているときに、特定の労働組合に対して、警察権が特に変わった態度をとるといふようなことがあれば、

〔委員長退席、理事竹中恒夫君着席〕

これは私は不当だと思ひます。しかしながら、警察官はその責任ある立場から申しまして、いろいろ事件が起つてからそれに対処するという場合だけではないで、事件が起つてからその場合に対処して、あらかじめ予防的な処置をとる責任もあるうかと思ひます。それを警察官が、その責任と経験に基づく判断によりまして、そういう処置をとっているのだらうと思ひます。そういう

ますが、普通争議権のある組合が争議を行なう場合、これは争議を行なうこと自体が法で認められておることでありまして、そのこと自体についてのトラブルは起らない。しかしながら、争議権のない組合が争議類似行為を行なう場合においては、その争議類似行為が争議を阻止しようとする動きが別に生じてまいります。たとえば国鉄が争議を行なう、その場合は、私鉄の場合は争議を行なうということになれば、経営者側もあきらめてしまつてそのまま争議自体を阻止しようという動きは、力で阻止しようという動きは出てこないと思ひますが、争議権のない組合が争議類似行為を行なう場合においては、国鉄当事者側からや

りましたように、争議権のある労働組合と、争議権のない労働組合がある。争議権のない労働組合が争議を行なうという情勢が察知された場合、それに争議を行なわしめないようにすることが、よき労働慣行をつくるゆえんでありますから、話し合いをさせるような方向に導くことが、いわゆる予防警察といふか、起らないうちにとめていくといふことのほうが、やるかやらないかわからぬじゃないかと言われるけれども、起つてからいろいろの問題を起すよりも、起らないようにするほうがいいんじゃないかといふような考えを私は持つております。

○中村順造君 争議権のあるなしをあまり固執されと、これはおかしいことになるのですよ、労働大臣も運輸大臣も。たとえば私鉄の場合でもこれはしばしばあることなんです。第一組合と第二組合がありまして、これは争議権はありますよ、ありますが、たとえば第一組合はストライキをやりますが、第二組合は就労の意思がある。そういうときに、やはり問題が出てくるわけです。暴力きたはるわけですよ。会社側は暴力団を雇つて、じゃんぱんはでに——私も経験したことがあります。山口県、山陽電軌、あるいは青森県の弘南バス、非常に熾烈な暴力行為の応酬です。会社側は暴力団を百人も雇つて、そうして第一組合員に対して暴力行為をふるう、そういう場合に、警察官が出て待機した例がないのですよ。あとで第一組合の人が、暴力をふるつたとか何とかいって、一カ月も二カ月もかかつて逮捕して、起訴したりする。いままでみんなそうです。予防警察だつて、私は必ずしも否定しませんが、おのずからそこに度合いといふものがあるじゃないか。これはI L Oのこの精神からいって、ものごとは平和的に、労働者の社会的な地位を向上させるという趣旨からいって、いやしくも国家権力を背景にして組合を弾圧するとかいふようなことは、かりそめにもあつてはいけないことじゃないか。この例から見ますと、結果的に、争つた結果無罪になった例がた

くさんある。だから、予防警察は私も否定しませ

んが、そこにはおのずから度合いがある。その度合いの意味から言うならば、国鉄の公安職員といふものは、これはもちろんそのいきさつも私も知つております。私は現在参議院に公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案を出しておりますが、それは拳銃をぶらさげ、あるいは警棒をぶらさげる、凶悪な犯人に向かつていくといふことなら、私はある程度大目に見てもいいと思ひます。しかし、それは争議権のないところが何かやりそうだからやるとおっしゃるけれども、乱闘服を着て、組合員がビケに行く前に、先に公安官が行つて待つてゐる。しかも、いままで命令系統も必ずしも明確でなかつた。いままでもそうだと思ひます。そういうものに凶器を、拳銃を持たせ、警棒をさげさせて、そうして組合が何かするといふばすぐ出ていく。今度新しくその指揮者には、県警察本部長を迎える、こういう例がある。これは私は予防警察の意味からいっても明らかに行き過ぎだと思ひます。運輸大臣どうですか。

○國務大臣(石田博英君) 私が先ほど申しましたことは、争議権のある組合とない組合がある。ある組合の場合においては、争議自体を阻止しようとする行為が本来的には生まれてこない。ただ、組合の中で二つに割れておつた場合、あるいは他の、いまおっしゃつたような事例がある、そういう事例が予想されるときは、当然そこには予防的な措置がとらるべきだと思ひますが、一般的な申しまして、争議権のある組合において争議が行なわれる場合は、争議それ自体を抑止しようとすることはあまりない。しかし、争議権のない組合で争議行為が行なわれる場合は、経営側は、正常な業務の運営確保という立場をとらざるを得ないのでありますから、その行為と争議類似行為との間に摩擦を生じ得る機会が非常に多い。そこで、警察官が予防的な措置に出るのだらう、こういうふうにおし上げたのであります。争議権のある組合であらうとも、そういうことが予測されるならば、ましてや暴力団の介入などというところが予測されるならば、当然それに対して警察は

予防的措置に出られるべきものと考えております。

○国務大臣(松浦周太郎君) お答えいたします。

中村さんは国鉄のことは非常な専門ですからよくおわかりでございますが、お説にもありましたように、公安職員は、ただ単に争議とか勤労者の行動を取り締まるだけに置いてあるものではなく、まずして、強盗、殺人あるいはその他凶悪な犯人が車中におたり、あるいは駅内におたりいろいろいたしまして、健全なる乗客あるいは交通者に対する妨害を加えられるというようなことを、自主的に鉄道が取り締まっていこうということが、かえって主眼になっておりますが、しかしさりとてまた、いま申し上げましたような事態が起りかけている、起こるかもしれないという場合にのみ行なわれることであって、全然行なわれないとも思ふのに、そんな出かけることはないと思ふのです。事前に新聞に出るか、あるいは世論において、今度の場合にはどこからどこまでの区間にあるいはストが行なわれるかもしれないというような、新聞に出るか何かの聞き込みによって、そういうおっしゃるような公安員が予防警察の意味において指導者なりあるいはその他の者の反省を求めるような行動をとるであらうと思ひますが、そうでない限り、全然そういう様相のないのに、おっしゃるようなことはしないであらう、そういうことをさせるつもりはありません。もし争議をするという心配があるような場合は、それは予防警察として当然やるべきである、こういうふうにして思っておりますが、決して悪意で弾圧——よき労働慣行をつくらうと努力している政府が、健全な勤労行動に対するじまをするようなことは絶対させないつもりでございますから、御了解願ひたいと思ひます。

○中村順造君 もう少し具体的にしたい点が一点あるわけですが、要するに、労働組合というのは、やはり労使の関係があるわけですからね。この労使の関係をどういうふうに、労働大臣のことでいけば相互信頼の上に立つて円満に解決をし

ていく、共存していくかということが問題なんでしょう。そういうときに、いかに相互の信頼をこ

こにかもし出そうとしても、公安委員長どうですか、その場合、やはり国家権力というものは厳正、中正、公正でなければならぬわけなんです。中立的な立場をとらなければいかぬわけですよ。それが——まあ労働大臣は、私は、知つてそういうことを言われると思ひますがね——たとえ民間の争議権のある場合でも暴力団を雇い入れる。弘南バスでも同じことをやっておったわけですよ。あるいは山陽電軌でもやっておったわけですよ。そういう場合には、警察官は見えぬふりしているのですよ。全然出動しない。そして、あと一カ月も二カ月もたつて組合員を逮捕してこれに訴する、こういうケースです。これは公正でもなければ中正でもないじゃないですか。もしかりにそういうことをするとするならば、これは警察官はどちらか一方に偏しておると言わざるを得ないわけですよ。事実、私は、平地に何もないうに言っているのじゃないのですよ、そういうことをしなば私どもも経験しているわけですよ。その中に仲裁に入つたこともしばしばあるわけですよ。ごく最近、世に言う大ストライキがないからですけれども、三池の場合にそういうことが言えるわけですよ。それは組合からいへば、非常に偏した警察官の行動だと言わざるを得ない。私は、具体的に、当時の検査官を適格審査委員会にかけるといふことで書面を出したこともあるわけですよ。そういう現実があるわけですよ。いまはやめられたそうですけれどもね。そういう状態の中で、私の言いたいのは、いわゆる労働者の保護をしなればならぬ、社会的な地位も向上させなければならぬ、しかもそのためには労使が相互信頼の上に立つて、そして円満な労働慣行をつくるということ、平和的な労働慣行だといふILOの精神からいへば、少なくとも日本では、特に国鉄を私は対象にしてゐるのですが、国鉄はそういう態勢じゃないのです。では、公安官になぜあの乱闘騒ぎというのを着せまするか。すりをつかまえるのに乱闘騒ぎが要りま

すか。なぜ鉄かぶとをかぶつて、警棒を下げてど

んどん出なければならぬか。これは国鉄の答弁を願ひたいと思ふのですが、特に私はこのたびの三重県の警察本部長を公安本部長として、これは各省の人事の交流だと言われまが、そういうことをして、相互の信頼というものが出来てきますか、運輸大臣、これはよそのどこかの、厚生省の役人を連れてきて、たまたまそこそこ出たというのとは別です、職業的な警察本部長をそこへ連れてきて、二千何百名というその輩下に乱闘騒ぎを着せて、そして労働組合の争議のときに出動するといふこの事態から、これが予防警察だとか、あるいは各省間の人事の交流で、これは自然に出てきたことといふことが言えますか。諺弁もはなはだしじやないですか、国鉄も答弁してください。

○説明員(磯崎重君) 私どもの公安職員は、先ほど大臣が申されましたように、いわゆる国鉄の中における輸送秩序を維持するというためにある職員でございます。まあ乱闘騒ぎを着て云々というお話でございますけれども、これは私のほうの制服でございます。夜間、たとえば操車場で犯人を追つかけるとか、あるいは貨物列車に乗つて強盗犯を追つかけるとか、そういうような場合もいろいろございしますので、そういう服装をさせておるわけでございます。

それから三重県の警察本部長のことでございますが、これは大臣がおっしゃいましたように、実は国鉄になりましたから非常に各省との人事の交流ができなくなつておます。これは国鉄としても決していいことではありませぬし、また、各省のいろいろな専門の人に来てもらつていろいろの角度から見てもらうということも必要でございますが、もちろん運輸省との人事交流はやつておりますが、そのほか、たとえば経済企画庁そのほか関係各省とたいぶ交流をやつております。このたびの問題も、その一環としてやりましたものでございまして、先生のおっしゃつたような妙な意図をもつてやつたものはないということは、私が責任

者でございます。私ははつきり申し上げます。

○横川正市君 私は、いまの鉄道公安員の職務内容を知らせなければならぬ、たとえば、郵政の監察官は労使関係の問題には介入しないという明確な一線というものがあつたわけ、当然郵政犯罪その他について、この設置法によつて設けられた監察官の業務内容と、それから労使間の問題についての、介入するしないという問題については、おのずと私は一線があるのじゃないかと思ふのであります。そういう点からいいますと、いま中村委員の指摘するように、労使間の問題に先頭切つてこの鉄道公安員を使うといふことは、これは私は不信、信といふ問題を離れて、何といひますか、職務内容からいつても逸脱行為じゃないのかといふふうな判断をするわけですが、これはひとつ大臣から答弁いただきたい問題だと思ひます。

それからもう一つ。いま副総裁の答弁がありました、この本部長を交流することが、あなたの言つたようないわゆる国鉄と他の省との人事交流をやつて中を見てもらふことだなどという見えない答弁が議會で通るといふのは、これはふしぎなことだと思ふのです。そういうことではなしに、あなたは公安員の警察的な任務というものを最も練達の人に指導してもらつて業績をあげるためにそのポジションをあげたのじゃないですか。それなら、なぜそのように言わないのですか。そうして、もしあなたが人事交流すると言ふなら、實際上他省とあなたのほうの人事交流はどのくらい行なわれておるのですか。私は一つの例で全体を律するような答弁をするといふのは不謹慎だと思ふのです。もっと実情に照らして答弁をしてもらわなければ、あなたも経歴などからいへば、相当国鉄の中で経験とそれから地位はあるわけでしょう。私たちが聞いてみて、そんなばかなことがあるかと思はれるようなことをぬけぬけとここで答弁するなんというところは、これは不謹慎ですよ。

それからもう一つ。こういう例があるから警察庁長官に聞いてもらいたいのですが、たとえば宅

地の中に電話のための柱が立ってあるわけだ。電話のための柱を立てたところは、これは電電公社の借用地です。ところが、その他のところは、これは土地の所有者によって確保されているところですから、もしその所有者が、その土地に入つては困るという立て札を立てておられるところへ警察官が入つていくということになります。警察官自身が不法侵入をやつたことになるのじゃないか、こういうふうに思われるわけですが、一体警察官というのは、何の断りなしに他人の土地とか家屋だとかに入つていい、こういう何か特権を持っているのですかどうですか。その点をひとつ答えていただきたい。

○国務大臣(松浦周太郎君) お答えします。郵政省のほうの監察官と公安員との任務の相違に對しましては、私はよく調べておりませんから、事務的な問題ですから、どの範圍までどう介入するかということについて明確に答へさせていただきます。しかし、私の考え方は、これは監察官のほうと多少違ふことは、乗客の中にいる人々が乗っているのです。すりも乗つておれば強盗も乗つておれば殺人犯も乗つておる。あるいは脱獄囚も乗つておるかもしれないということ。これは常識的な考え方ですが、そういうものを取り締まるためには、ある一部の警察力を付与しておかぬというそれはやれないと思ふのです。それだから、郵政省のほうの監察官と多少その点は違ふのじゃないかと思ひますが、そのところは明確に答へさせていただきます。

それから中村さんのお問いでございますが、二千人も鉄かぶとをかぶつて武装して出てくるという事態は穏やかではない、そういう事態があつたとすれば、しかし、二千人も鉄かぶとをかぶつて出ていかなければならぬ事態は、それはただの事態じゃないと思ふのです、相手のほうも。それだから、何にもないのに二千人も鉄かぶとをかぶつて行かないのです。そこところが相互扶助であり相互信頼であるということが両方に徹底を欠いておると思ふのです。それはこっちも悪いでしょう。しかしあなたのほうも(笑聲)二千人に鉄かぶとをかぶらせるといふようなことをさせる態度とか、そういう考え方を起こさせる原因がどこにあったとすれば、それは相互扶助及び相互信頼に、どこか両方とも欠けておる点があると思ひますから、これはひとつお互いに兄弟同士のなんです。手を取り合つて、よくその欠けておる点をお互いに直して合つて、よき労働慣行をつくるということにひとつ御協力をいただきたいと思ひます。あとのことはちょっとわかりませんが、事務当局から……

○政府委員(佐藤光夫君) 大臣の答弁に補足して御説明申し上げます。鉄道公安職員の職務に關しましては、御承知のように昭和二十五年法律二百四十一号に出ておるわけでございますが、日本国有鉄道の列車、停車場その他輸送に直接必要な鉄道施設内における犯罪並びに日本国有鉄道の運輸業務に對する犯罪について捜査することができるといふことで、この權限につきましては、特に先ほど来お話がございましたように、争議關係云々ではございませんで、こういうような範圍について必要な捜査權を行使するといふことは、法律上与えられたる公安職員の任務であるといふことでございます。

○政府委員(江口俊男君) お答えいたします。他人の土地に警察官といふものは、どんな場合にもかつて入れるのかといふお話でございますが、もちろんそうじゃございませんので、承諾を得て入る場合は、これはもちろんできるわけでございますが、その以外におきましては、刑事訴訟法の二百二十条の場合と、それから主として警察官職務執行法の第六条の場合だけで、条件が整わなければ、人の拒むところには当然入れません。

○中村順造君 私か先ほど来言つておるの、何回も同じことですが、要するに労働者の保護とか地位の向上とか平和的なものごとの解決とか言われても、その一方でそういうことを国家權力を背景に、またはこれに似たようなことをやらせては、やはり——松浦運輸大臣は、あなたのほうにもと、こつ言われたけれども、またそれは私に

言われれば、それ以前の問題があるわけですよ。たとえば當事者能力が何にもないのに持つてきて、ただ働け働けと言ふ、それだけの能力がないという仕組みにも問題がある。しかし、その問題はここでやらなくてもいいと思ひますけれども、このILO条約批准については、やはり相互信頼だとか労働者の地位の向上とか保護だとかいふならば、少なくともそういう相互信頼の前提となる悪い面は、私はのけなければならぬと思ふのです。たとえば一つの例をあげても、いまの警察本部の問題にしても、これは副総裁は、各官との人事交流とか言われるけれども、ただ、ほかの営業部長だとか電氣部長に、人事の交流で、通産省の電氣局長を国鉄の電氣部長に迎えたといふことは違つてしょう。直接問題の起る人、指揮者を、なぜそこへ据えなければならぬかといふことですよ。先ほど横川委員も言つたように、やはり鉄道公安職員の能率をあげるためにそれを迎えたわけでしょう。私に言われるならば、やはりそういう職務は要らないわけですよ。国鉄のほうを安全に迅速に正確に輸送すればいいわけですから、何も拳銃をぶら下げたり警棒をぶら下げたりする必要はないわけです。これは警察官にまかせればいいことです。けれども国鉄は、それをあえてどうしても手放さない。しかもその運用については、鉄かぶとをかぶる。この前、去年でしたか、岡山では警棒を振りかざして労働組合の休職しておるところへ飛びかかつていつておるのです。なぜお前たちは警棒を持ったかと、運輸委員会が言つたのは、公安職員に警棒といふものがなぜ必要か、あれはスキーのお客が骨が折れたときにその突っかいにしなればならぬから警棒が必要なんだんといふような答を言ふことがあつた。(笑聲)私はきのうも水戸に行つてきました。水戸ではこの四月二十九日に、いわゆる勝田の事件について、一組合員の、ピケに動員された人を逮捕して、いまもつてこれを釈放しない。組合の役員でも何でもない。もう十日日間これを逮捕しておる。検事に会つてきのう話したんですが、何の意圖でそういうのを

を逮捕しておるのか、そしてその犯罪の事実といふのはどういふことかと言つたら、それは公安官が乗務員の休憩所で、その逮捕した人に三人でつかつて足払いをかけた、その人は逃げた、逃げた、助役室の入り口まで逃げたところを公安官が手錠をかけた。これは事實は、水戸の電氣部長ですがその対策委員長だつたといふが、その許可もなしに、これをいきなり駅長室へ連れていつて、警察官に渡した。でつち上げもはなはだしい。そういう間違ひをしなれば——これは公安職員といふのは一つのコンプレックスを感じておるわけですよ。本来の輸送業務からはずれて、とんでもない仕事ばかりをさせておるわけですよ。そういうのに拳銃を持たせ、警棒を持たして、いま、暗い停車場で走り回らなければいけぬから制服を着ておると副総裁はおしつたけれども、とんでもない話ですよ。これは、いつ停車場で公安職員が平生の状態のときに制服を着ておりましたか。公安職員が制服を着るときは、必ず労働組合と対決をするといふ気がまゐるときに、出勤したときに着ておるわけですよ。こういう事實が——まあそれは警察官は昔から言われておること、警察官の中立性といふものは疑わしいと。国家公安委員長もよく聞いておつてもらわなければならぬですよ。それから国鉄は、特に三公社の中で国鉄だけがそういう必要のない私兵を養つて、そしてまあ正当であるとかないとかいふことは別にしないで、いずれにしても労働組合と対決をするといふ姿勢をとつておるわけですよ、いまもつて。そういう情勢の中で労働大臣の言われたILO精神に基づき相互の信頼だとか平和的なものごとの解決だとかいふ、こういうことが日本の國情から可能であるかどうかといふことを、私はきょう申し上げておるわけですよ。少なくともこのやり方なり考へ方は、国家權力の労働に對する中立性といふものは、守つてもらわなければならぬ。ましてや公安職員の争議への介入といふことは、誠に慎んでもらわなければならぬのである。こういう面ですとつ時間もきましたから、何かあとで重要な話が

あるようですから、私はきょうやめますが、労働大臣、どうですか、こういう日本の現状で、あなたILOの総会にも招かれておられるようですが、堂々と行って、私がきょう申し上げたようなことを、いずれILOにも知れると思えますけれども、これは日本の誇りですか。日本のいまの労働組合運動の過程の中の一つとしてこういう事態が、これはいずれ総評からも送ると思いますが、これだけの膨大な者を逮捕し、起訴し、やっておいて、日本に労働のいわゆる相互信頼が——総評の幹部なり労働大臣なり総理大臣がお会いになる、けっこうです、そのこともけっこうですけれども、むしろ私はその前提となるいわゆる国家権力の労働運動に対する介入というのをやめてもらわなければならぬと思う。これについての考え方を、ひとつ最終的に聞かしていただければ私の質問はきょうは終わります。

○国務大臣(石田博英君) その責任と原因がこれにあるか、あるいは相互にある、そういう議論は別問題として、労働運動の中にあるいはそれに警察官が介入せざるを得ないあるいは介入している、そういう事実は私は決して名譽なことであるとは思っておりません。これはやはり相互の反省と自戒とによりまして、そういうことが行なわれず、労働運動が正常に発展することが望ましいと思っております。それから相互の信頼の回復、これはやはり土台に共通のものがなければならぬと思えます。その土台となる共通のものは何かと言え、まず第一には、法秩序の維持ということではなければならぬ。さらにその法秩序に間違いがある、あるいは改正すべきものがあるならば、議会を通じて平和的にこれを改正し、改正されるまでは現在存在している法律を守るといふのが、近代法治国家のたてまえでなければならぬと思うのでありますが、そういうことが一つであろうと存じます。

第二には、やはり人間と人間の話し合いは、常に平穏な関係において理性をもって行なうという習慣ではないか。

第三番目には、やはり潜在的に相互が敵対関係にあるような認識を改めていくということではなければならぬのじゃないだろうか。そういうような既定の共通の土台を通じて、そこでできるだけ接触を深めることによって、相互信頼の回復につとめていかなければならぬと存じます。

次に、警察官の労働関係における立場でありますが、これは言うまでもなく、厳正に中立的なものでなければなりませんし、その警察官の行為はあくまで法秩序の維持ということに徹しなければならぬのでありまして、かりそめにも一方の側の利益を守るといふ行為は許されないと、思っています。先ほどから弘南バスその他の事例を引かれておられるのでありますが、私はその詳しい事例について詳細には知りませんが、もしも暴力団の介入等が意識的にあらかじめ承知されているながら放置されたとするならば、これはゆゆしきことだと考えております。

○国務大臣(松浦周太郎君) いろいろわれわれの運輸行政に対しまする示唆に富んだ御注意、感謝いたします。と同時に、われわれも輸送、交通運輸行政の秩序の安全ということが第一でありまして、何も不当な権力を乱用する考えは毛頭ないものであります。御指摘になりましたように、行き届かざる点があったかも知れませんが、今後そういうことはないように厳に戒めるつもりでありますけれども、いま労働大臣が仰せになりましたように、両方ともが不信感ではこれはさっきのようなお話になるのでありまして、両方がお互いに信じ合おうということにいかないと相互信頼はできないものでありまして、さっきもおっしゃったように、君のほうが、政府のほうが無理なことをやるからここのほうもやる、こっちがやるからまた二千人も鉄かぶとをかぶって来るのだというようなことになるのでありますが、その点はお互いにひとつ今後は同じ職場に、経営者と勤労者の差はありますが、同じ輸送の業務をやっているのですから、話し合いでいけるようにすることがやはりこの相互信頼、相互扶助の面に沿って

て国家のために尽くすということではないか、と思えます。それから、私もできるだけこの点を幹部を通じて勤労者のほうにもお話しいたしますし、幹部にもお話をいたしますから、中村さんもひとつ御協力を特にお願いたしたいと思うのであります。

○中村順造君 公安委員長、どうですか。

○国務大臣(吉武市市君) いろいろとお尋ねもあつたのでありますが、私もどなたもいたしましては、警察官は争議にはできるだけ介入しない、そして不当の弾圧というようなことはこれはやらないというのを堅持していきたい、かように存じております。

○中村順造君 それではきょうは、ILOの総会も近くなりまして大臣も行かれるから、私は国際的な水準において、これはきょう申し上げたようなことは実際にはないしにしたいのですよ、国際的には。そういう意味なんです、特にこの内容から見まして国鉄に問題が多い、あるいは郵政省にも、あるいは三公社五現業にもそれぞれ大なり小なり問題があるわけですが、これは決して私は誇るべき事象じゃないと思うのです。いろいろ相互信頼が欠けておるとかいろいろのことが、原因が言われておりますけれども、まずきょう申し上げたようなことを、労働大臣も、冒頭私が申しましたように、労働省の任務、性格からいって、野放しでこのままでというところは話をされておられないわけですから、いま答弁がありましたから、私はこのことは先長く信頼したいのですが、希望を申し上げます、私の質問は一応終わります。

午後二時四十七分休憩

午後四時二十二分開会

○委員長(安井謙君) ただいまより国際労働条約第八十七号等特別委員会を再開いたします。休憩前に引き続きまして、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認

を求める件の外、関係四法案を議題とし、審査を進めます。占部秀男君。

○占部秀男君 時間の制約もありますから、いままで質問を同僚委員がしたような点は、なるべく重複しないようにして、このILO八十七号条約と、それに関する地方公務員の労働関係問題点をしぼってお伺いをいたしたいと思ひます。で、最初に、この法律案の内容について、二、三具体的な点をお伺いしたいと思ひますのであります。地公法の五十三条の登録の問題について、まずお伺いをしたいと思ひます。この新法によりまして、単位の職員団体は登録をすることができると登録ができません。こういう点は、今回のこのILO条約の七条ですね、七条に「労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び総連合による法人格の取得については、この条約第二条、第三条及び第四条の規定の適用を制限する」という性質の条件を付してはならない。こういうふう書いてあるわけでありまして、これと矛盾していると思ひます。その点はいかがでございしますか、まずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(関道雄君) 条約第七条には、いま先生仰せのごとき規定がございしますが、この地方公務員法第五十三条の登録の関係というものは、この五十三条の規定によりまして、そこで一定の、きわめて民主的な条件を備えた職員団体、そういうものを選びまして登録をするわけでございます。そういう職員団体なるがゆえに、法人格に就いて、普通の登録に伴ひまして、法人格を取得したい意思を申し出ました場合には、これについて法人格を与えるということになっておるわけでございます。格別条約の七条と違反するといふふうには考えておりません。

○占部秀男君 どうもその理由がはっきりしないんです。民主的な性格を整えた職員団体だから登録を許すと、こういうわけですか。

○政府委員(岡田雄吉) 民主的ということばを使いましてあれでございすが、結局この職員団体としての機能を最も果たすにふさわしい、当局としてもこれが適法なる交渉の申し出があり、立場に立って、この交渉を受けて立つべき地位に立つという規定もございすが、交渉の相手方として適格といひますが、最もふさわしい実を備えておるといふ団体でありすがゆえに、これを登録をして一種の公称的な、公に称するような資格を認定しておくような、そういう行為だと思ひますが、そういうことによりまして、この団体の地位を明らかにしておくという趣旨でございします。

○占部秀男君 どうもわからぬですが、それ具体的に私聞きますが、北海道なら北海道で二十数市の市の組合がある、これが連合した場合に、登録は受け付けるのですか、受け付けないのですか、簡潔でいいですよ。

○政府委員(佐久間彌吉) 登録はできません。

○占部秀男君 また、東京都庁のように、都の職員のほかに、地方公営企業で、たとえば、都市交通のあれだとか、水道の組合とか、これが連合するような場合はどうなりますか、受け付けますか、受け付けませんか。

○政府委員(佐久間彌吉) 御提案いたしております法案におきましては、職員団体は職員団体及びその連合体といふことになっております。そしてまた、その職員団体は、単位職員団体だけが登録が許されるということになりますので、ただいまおあげになりましたものは、職員団体と労働組合との連合体でございしますから、法案で申しております職員団体にもなりませんので、したがひまして、また登録もできないということになります。

○占部秀男君 そこで理由の問題ですが、この条約七条には、「労働者団体及び使用者団体並びにそれらの連合及び総連合」と書いてある。たとえば、北海道の二十三の市の組合が連合体をつくるという場合には、簡潔に言つて、日本語読み

ですとこの中へ入るわけだと私は思うのです。が、そういう場合でも、これはいかぬというわけですか、法制局の方にちょっと聞いてみたい。

○政府委員(岡田雄吉) ただいま行政局長からお答え申し上げましたとおりであります。

○占部秀男君 そこで、理由がどうもはつきりしないのですが、民主的な団体であるからこれは登録は許すだけけれども、どうもそうじゃないところ、連合会はそのうちじゃないものだからこれは許さぬというの、ちょっとおかしいのですか、連合会であるが、単位団体であるが、民主的に構成されておるのは同じだかろうと思ふのです。

○政府委員(岡田雄吉) 私は、初めに民主的ということばを使ひましたので、なかなか誤解を与えたやうでございします。その点は撤回いたしまして、要するに、先ほどのあとの答弁で私が申し上げましたように、交渉するに最もふさわしい、交渉の相手として最もふさわしいという法律の趣旨であるやうにふうに考えます。

○占部秀男君 それもまたおかしいのですが、交渉の相手についてふさわしいというのだけれども、連合体であるが何であるが、一応交渉はできるのでしょうか、地公法では交渉はできないわけじゃないので、交渉ができるのを、交渉の相手にふさわしくないからといって登録をさせないというの、ちょっとおかしいと思ふのだけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(佐久間彌吉) 私、先ほど単位職員団体と申ししたのはちょっととが足りませんでしたので、訂正させていただきますが、同一地方公共団体内の職員団体でございすれば、単位職員団体でも連合体でも登録はできるわけでございます。そこで、同一地方公共団体の職員のみで組織されておる職員団体にだけ登録を認めるのはどういう趣旨かということでございますが、御

承知のように、地方公務員の給与その他の勤務条件につきましましては、各地方公共団体の条例によつて定められておるわけでございます。したがひまして、交渉をいたします場合には、同一地方公共団体の職員のみで構成されております職員団体が当該地方公共団体の当局と交渉する必要があります。一番大きいわけでございます。したがひまして、改正法案におきましては、交渉にあたりまして、登録を受けた職員団体につきましましては、当局として適法な申し入れがあり、また場合には交渉に應ずべき地位に立つものとするという地位を認めておりますので、そのような地位を認めましたゆえにも、同一地方公共団体の職員については、ただいま申しましたやうな、当該地方公共団体の条例によつて勤務条件が定まるわけでございます。その場合と違つて多いであらう、かような考え方でそのやうなたてまえにいたしましたわけでございます。

○占部秀男君 それはどうもおかしいのですが、あなたはいま交渉の内容についてを中心に言われておるのだけれども、この条約は、交渉の内容によつて差別をつけるということを書いてないのです。職員団体なら職員団体があつて、その連合体なら連合体がある、それは法人格を取得するやうにできるのだということを第七条でうたつてあるので、法人格を取得するためには登録しなければならぬわけでしょう、登録しなければ法人格はもらえないのでしよう、そこは非常に矛盾じやないですか。

それからもう一つは、あなた、いま交渉の内容について言われたが、確かに一つの市なら市、府県で、その単位の組合が知事あるいは市長と交渉する、これはそのとおりであつて、また条例その他によつて給与、勤務条件が定まる、これもそのとおりだと思ふ。ところが、それでない以外の問題点もあるわけだ。たとえば地方課の行政指導によつて市町村の給与条例の問題、いろいろの問題、いろいろの影響がある。これは私が言わなく

たつてあなたが知つておるとおり。そういう場合については連合体が、あるいは知事なら知事、副知事なら副知事と交渉するやうな場合もある。こ

ういうやうな交渉の場合、どっちが軽いかわからないことは、これは問題によつて、問題の内容にもよるので、その交渉の形式そのものでどっちが重いかわからないことは言えないわけなんです。だから、そういうやうな意味合いで、連合的な団体に登録は許さぬ、結局法人格は許さぬということは私はおかしいと思ふのだけれども、この点はいかがですか。あまりしつこくは聞きませんから簡潔に……。

○政府委員(佐久間彌吉) 法人格の取得は、御承知のように、職員団体が財産上の権利義務の主体になるということとございまして、職員団体としての活動につきましまして、格別差等を設けておるわけはございしません。そこで、法人格を取得する場合におきましては、登録されておる——ことばはどうかと思ひますが、事情のはつきりいたしてありまする職員団体について、そのやうな道を聞いてある、かやうな次第であります。

○占部秀男君 どうも水かけ論になつてしまふので——まあ時間の制約もあるから、私はこの点についてはこれ以上は突っ込みませんが、この八十七号条約そのものの文章そのものは、そういうやうな書き方はしていないことは明瞭なんだ。ただ政府の方針でそういうやうなやり方をとらうというふうにしておるのだと私は思ふのだけれども、そういう行き方は非常に問題があると思ふのです。第一いまあなたが言われた職員団体の機能の問題ですね。確かに、勤務、給与条件について交渉することが、主たる、ということは今度消えましたけれども、これが中心になることは事実だと思ふ、たとえば組合の場合には交渉だけの問題じゃない。たとえば消費生活の問題について厚生事業もしなくちやならぬ、福祉事業もしなくちやならぬ。ところが、単位組合はそれができないけれども、連合体は登録ができない、法人格ができないから別の今度は組織をつくらなければならぬ。それは

単位組合と連合体と同じ職員団体でありながら、それに対する差別をつけたことになる。これはILOの条約そのものに私は反する取り扱いじゃないか。一つの団体については、ある程度認め、同じ一つの団体については、連合体であるがゆえに、その機能も、できる機能もできないようにしてしまふ。そういうことは、これはこの条約の趣旨、第七及び第二條でしか、いかなる差別もしてはならない、こういう条約の条項にこれは違反するものじゃないかと私は思うのですけれども、この点ひとつ労働大臣に御見解を伺いたいと思う。

○国務大臣(石田博英君) 私の直接の所管ではございせんけれども、私の理解しておる範圍のことを申し上げたいと存じます。

各国の地方公務員の職員団体の組織、取り扱い、法律上行政上の取り扱い、いろいろまちまちであらうと思うのでありますが、わが国では登録制度というものをとおるわけであります。そこで登録制度をとっておる職員団体は、当該の当局側から見れば、その同一公共団体の職員でありますから、積極的に交渉に應ずべき地位を明示してございませう。しかしながら、登録されない団体といえども交渉する能力はあつて、そしてそういう能力を否定するわけではございせん。したがつて、交渉する点については同一でございませうから、私はILO条約について特別の違反をしてゐると思はれてゐない次第であります。

○占部秀男君 私は、この登録の効果というものが、いま大臣が言われたように、職員団体連合体も、それから単位団体も登録があるないで何も交渉を拒否するわけじゃないと。そういう点については同じである。これは幾らか違ふ。あとでまた伺いますけれども、同じであるということになれば、登録をするということ自体の効果がどういふところにあるかということが私はわからぬのです。少なくとも登録をする以上は、法人格を与えて、いわゆる交渉以外のいろいろな組合行動もできるように便宜をはかるようにしようと思

うところ、登録の一つの理由があると私は思う。ところが、片一方の単位団体についてはその便宜をはかるけれども、連合体なるがゆえにその便宜はかれない。これはどうも私は、この条約の第二條の、差別をしない、相ならぬということ、差別をつけておるのじゃないかと、こういうふうにも思うのですけれども、佐久間さんの御意見伺いたい。

○政府委員(佐久間達君) 法人格につきましては、先ほども申し上げましたように、財産権の主体となり得る地位を与えただけでございまして、本来の労働者団体としての機能につきましては、本質的な差別を設けるわけではございせん。その点につきましては、条約の二條、三條にも抵触するものではないと思ひます。それから、単位団体、連合体の問題もございませうが、これは同一地方公共団体の職員で組織されるものでございませう。単位職員団体におきましても連合体におきましても、登録ができるわけでございませうから、その点で、差別はいたしてないわけではございませう。ただ、まあ登録が、それ以外の連合体について登録を認めるかどうかということにつきましては、先ほど申しましたような理由で、登録を認めないことにいたしましたわけではございませうが、以上申し上げましたような点から考えまして、先生のおっしゃいますのも一つの御意見かと思ひますが、私も、条約の趣旨にも抵触するものではない、かように考えておるわけではございませう。

○占部秀男君 この点については結局水かけ論になるので、問題がある程度発展してからですが、私はこれ以上深くは追求しないのですが、ただ、自治大臣なり労働大臣に望んでおきたいことは、いま局長の言われたところでは納得できないのです。というのは、登録、非登録の問題が法人格の問題と関連してくる。それがいわゆる交渉以外の福祉厚生面あるいは財産権の問題の点について、いろいろな問題が出てくる。そういう点についての労働者の福利厚生を守ろうという意味

合いから、やはり法人格の問題が出てきておる。ところが、民間産業の組合はどこでももう連合体ができて、労働組合法上に、届け出ればこれはもう登録ができるわけですが、民間産業の組合は、ところが、公務員の組合は、やはりいまそういうことで、単位団体ではないけれども、連合体ではないからぬという。そこにやはりばくは差別がある。これは交渉のいろいろな問題、勤務条件の決定の問題、こういう問題については、これは議論のあるところですよ。しかし、少なくとも福利厚生面についての問題を主とした問題について、公務員の組合だから、民間産業の組合だからといって差別をつけるなんというところは、おおよそ日本の労働政策としては、ばくは下の下たるものだと思います。

もう一つは、労働省は労働運動というものを発展させるようにやるんだということを労働大臣もさつきお答えになつて、私たちも非常にまあこれは意を強くしているのだけれども、労働運動そのものを発展させるには、何もストライキをやるから、あるいはけんかをするから労働運動が発展するのじゃないことは、これはもう大臣も御存じのとおり、労働者の生活を守ることが中心である。労働者の生活を守ることが、理事者側との間に、あるいは雇用者との間に、いろいろな給与、勤務条件の問題もあるけれども、労働者自身が労働者の団結で、自分たちの福利厚生を内容を充実させていこう、これもまた労働組合としては一つの大きな問題。しかも、今日のような経済的な、社会的な情勢が、単なる小さな地域的な問題だけではないで、全国的な問題に経済情勢がなつておるという中では、当然連合体に私は法人格を認めるのが当然じゃないか。たとえば、お互いが、火災共済といひますか、そういうものを一つやるにしても、東京都の職員、あるいは札幌市の職員、福岡市の職員だけではできないことでも、自治労という全国的な公務員の集まりの中では、それはもうできるわけなんです。いろいろな危険負担ができるわけなんです。そので

合いから、やはり法人格の問題が出てきておる。ところが、民間産業の組合はどこでももう連合体ができて、労働組合法上に、届け出ればこれはもう登録ができるわけですが、民間産業の組合は、ところが、公務員の組合は、やはりいまそういうことで、単位団体ではないけれども、連合体ではないからぬという。そこにやはりばくは差別がある。これは交渉のいろいろな問題、勤務条件の決定の問題、こういう問題については、これは議論のあるところですよ。しかし、少なくとも福利厚生面についての問題を主とした問題について、公務員の組合だから、民間産業の組合だからといって差別をつけるなんというところは、おおよそ日本の労働政策としては、ばくは下の下たるものだと思います。

ことをさせないでいこうということは、日本の労働政策としては、非常に私たちは、率直に言つてですね、どうも解せないのです。労働省の従来の態度とはこれは逆な——労働省じゃないですよ、日本の労働政策の、政府側から言われているような方針とは逆行するのじゃないか。こういう点、ばくは特にひとつ自治大臣並びに労働大臣に今後の検討をしてもらいたいことを私は注文をつけておきたい。それでこの問題はこれでおしまひ。

もう一つは、これは登録に関係のある問題なんです。この登録された団体と、登録できない団体との間には、交渉でちよつと違いがあるわけですね。登録された団体は当局が申し入れに應ずる地位に立つということがあつても、登録されない団体はそういうことではないわけですね。この差別は一体どういふことなんですか。その点を具体的に伺ひたい。

○政府委員(佐久間達君) 一つは、先ほども申し上げましたが、交渉の内容から見ますと、地方公務員の場合におきましては、同一の地方公共団体の職員につきまして、当該地方公共団体の条例によつて定められておるわけでございませうから、同一の地方公共団体の職員で構成をされておる職員団体が当局と交渉をする実益が大きいということが一つあると思ひます。

いま一つは、そのような職員団体でございませうが、登録を受けてございませうものは、法定の諸条件を備えておる交渉の相手として完全なものであるというところが公証されておりますので、そのようなものにつきまして、ただいまお説き上げになりましたような地位を規定をいたしておるわけではございませう。

○占部秀男君 そうすると、いま、わかりました。——そうすると、先ほど私が申しましたような一つの例で、地方側関係の行政指導が各県下の市町村に及ぶという場合には、連合体が知事なら知事と話し合ひたい、あるいはまあ、そういう問題です。また知事じゃなくとも、そう

いう形の上部との話し合いをしたいと、こういうことを拒否するんだという意味ではないわけですね。また、それに応じなくてもいいんだということとを、ここに書かれていてわけでもないわけですね。その点だけ明確にしておいていただきたい。

○政府委員(佐久間) ここに掲げてございませう規定は、お話のように、登録を受けない職員団体に對しまして交渉を認めないとか、あるいは交渉を拒否するとか、そういうことではございませんで、登録を受けました職員団体にございまして、いわば積極的に交渉に当局としては応じていくべき地位に立つということを規定をいたした趣旨でございませう。

○占部秀男君 次に五十二条の職員団体の組織の問題であります。この最後の第五項に、五項というのか、第五というところに、「警察職員及び消防職員は」、この中から除外をする、こういうことになっているわけですね。これはやはりこの条約の、区別をつけないという問題に、やはり何というか、矛盾するんじゃないかという感じがするのですが、佐久間さんどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(佐久間) 警察職員につきましては、八七号条約の第九条におきまして、「この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範圍は、国内法令で定める」という規定がございませう。これに基づきまして、国内法におきまして規定をいたしておるわけですが、なお、消防職員につきましても、その機能あるいはこれまでの国内における取り扱ひの沿革、現行の法制等から見まして、条約の申し出ておる警察職員と同視してしかるべきものであらう、かような考え方をいたしておるわけでございます。この考え方につきましては、先般の当委員会でも御答弁申し上げましたように、ILO側におきましても了承されておるところでございます。

○占部秀男君 いまの御答弁で、この九条は明確に軍隊または警察の構成員に与えておる、こういうふうな規定されておるのですが、それを政府の

考え方として、いままでの歴史的などうか、従来の取り扱ひのなにもあるのか、これは消防をこの中へ、いわば拡大解釈をしてこの扱いをしたのだ、こういうふうには私は受け取れたのですが、それは少し考え方が違ふのじゃないかと思うのです。というのは、戦前の消防は知らぬでせうけれども、これは警察関係のある程度の、何といひますか、系統的なものがあつたことは私も認めます。しかし、戦後、今日の消防は、戦前の消防とは、率直に言つて性格から、取り扱ひから違ふのじゃないか。たゞ、今日、自治体の消防なんというものは、これはもう治安といつても警察的な治安関係のような問題になつておるのです。しかも、その自治体の消防は、一般職との間に交流が行なわれておるのです。これは佐久間さん御存じのとおりなんです。同じ地方公務員が一般職にいたるときは団体の適用を受ける。ところが、それが今度は消防のほうへかゝつた場合には、これは受けない、同じ地方公務員でありながら職場が違つたばかりに。そうすると、そういうような本来あるべき権利がなくなつてしまふ、こういうことになつてくるわけですね。しかも、現在の、これは役所関係と言つちやおかしいのですが、現在消防は、われわれ地方行政でもあなた方とよくやり合つた問題でせうけれども、警察庁とは別に消防庁というものができていて、警察的なそういうようなものから純粹の消防作業というものを切つて、ちゃんと分けて、そうしていま行政が行なわれておるわけでしょう。そういうような扱い方、現実に政府がそういうふうな扱つておるその実態から見ても、この「軍隊及び警察」というこの構成員の中に消防を含めるのは、これはちよつと無理じゃないかと私は思ふのだけども、この点はいかがです。

○政府委員(佐久間) 警察と消防の作用におきまして違ふ点がございませうことは御説のとおりでございます。しかし、住民の生活の安全を守り、治安を確保するという意味におきまして、果

たしておる機能の点から見ますというのと、共通しているものと考えるのでございませう。その点につきましても、御承知のように、かつて労働問題懇談会におきましても御検討を願つたわけでございますが、警察に包含させて同様な取り扱いをさせることが相当であるという御答申をいただいたおりました。またILOのほうの見解をいただきましたところ、この点につきましても承を受けましたわけでございます。かような御提案を申し上げた次第でございます。

○占部秀男君 私は、なぜこの問題を局長にこういうふうな強硬に主張するかという、実はこの消防の問題を利用して組合に対する不当弾圧というか、そういう点が相当起つておるのです。たとへば、私自身が処理した問題でせうけれども、つい五、六年前に、静岡で市の職員を首にした。首にしたことはけしからぬというので、組合と市長といろいろトラブルが起つた。そうしたところが、このトラブルが起つたときに、その幹部の人たち全部——全部とは言わないけれども、少なくとも三分の二以上は消防のほうへ転動をさせてしまつた。これはそういうことが今後も起るのです。ついでに、茨城の勝田という、これはあとで調べてもらいたいと思うのですが、勝田というやはり市役所で、市の組合の役員を、市長との間に問題が起つたというので、これは別に急進的な考え方を持っている人じゃありません。問題の内容を調べてもらえばわかるけれども、非常に濃厚な組合です。これが、市長の言っていることに交渉の中で反対をしたというので、これを消防のほうの事務職員に配置した。こういうことがたびたび行なわれるようになります。せつかくILOの八十七号条約を批准して職員団体の問題を規定しても、理事者側の考え方のいかによつてどうにもなる、こういうことになつてくるわけですね。そういう点については、何かこういう問題についてどういふ手を打つか、手の打ち方ありませんか。その点をひとつ伺ひしておきませう。

○政府委員(佐久間) 消防職員につきまして、團結権の上で異つた取り扱いをしておりまゝのは、先ほど申し上げました理由からでございます。したが、ただいま御指摘になりましたような事例があるといひますれば、それはこの規定を乱用していると思ひます。その点については、自治省といひましても、そのようなことのないように指導をいたしてまいりたいと思ひます。

○占部秀男君 その点、しつこいようですが、大臣にお伺ひしたいと思ふのですが、たしか六、七年前に、九州の唐津の市役所でやはりそういうことがあつて、これはけしからぬじゃないかということ、当時の大臣と交渉して、行政局長が、佐久間さんじゃなくて、消防長官になつた藤井さんの時代でしたか、それを取り消してもらったのですが、その後、その市役所の中はうまくいっているのです。今後もしやういふ不当弾圧——不当弾圧と言ふか何と言ふか、組合の行動を、活動を制約するのだというふうな明らかになつてくる問題については、そういうふうな断固たる措置をひとつしてもらいたい。というのは、組合の行動にそういうような弾圧を加えるか加えないかは、そのときの事情でつきりわからない問題が起つて、市長に反対する。そうすると、こうやつてしまふ。市長と問題が起つたときには、そういう配置転換は絶無と言つていいほどないのです。だから、それはつきりするわけですから、そういう点については、ひとつ大臣お約束願ひたいのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(吉武恵市君) ただいま御指摘になりましたことは、いわゆる不当労働行為と言ふか、そういうふうな性質のものかと思ひます。具体的になつてみませんとわかりませんが、明らかに組合というものを押さえるためにということであれば、適切な指導をしなければならぬ、かように存じております。

○占部秀男君 なぜこういうことを言うかといふと、地方公務員の団体には、理事者側から不当

労働行為をした場合にどうにもならないのです、労働組合と違つて、率直に言つて。だから、私はこういう問題を特別にお願いするわけです。これはこのまま切ります。

次に、第五十五条の交渉の問題について二、三伺いたいと思うのですが、この第五十五条には、この一番しまいに、「その申入に必ずべき地位に立つものとする。」これは当局側がですね、こういう文句が入つておるわけです。現行の五十五條には「当該地方公共団体の当局と交渉することが出来る。」ということだけであつて、この「申入に必ずべき地位に立つものとする。」というこのことば、こんなものを入れても入れなくても、どうも何か入れたために無用の感じを受けるのですけれども、「交渉することが出来る。」ということ、それから「その申入に必ずべき地位に立つものとする。」ということ、何か違ふところがあるのですか。もしなければいいのですが、違ふところがあれば、違ふところを明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(佐久間) 現行法におきましても同様な趣旨に解釈をいたしておりましたが、その趣旨をより明確に規定をいたしたものでございます。

○占部秀男君 そうですと、現在のような交渉と何ら変わりのない実体をこの内容に書きあらわしたのだと、こういうように解釈してよろしうございますか。

○政府委員(佐久間) そのとおりでございます。

○占部秀男君 次に、この交渉の中の5の項に「職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間に行なわれなければならない。」という文句があるわけですが、「職員団体がその役員の中から指名する者」、これは当然のことであると思いますが、「地方公共団体の当局の指名する」というこのことばはちよつとひつかかるわけですか。というのは、三十五年の原案のときには、これは当局のだけれどもいいこと

になつておつた。ところが、三十八年の原案では、こういう部外者をやつてはいかぬという形で削つたはずですが、それが今度の法律案にはまたこゝ入つてきておるといふふうには私はこれ見おるのです。そういう点は何か特にこの「当局の指名する者」ということについて特定の何か考え方があつたのか。これひとつ伺ひたい。

○政府委員(佐久間) この点につきましては、前案から特に今度の案におきまして変更を加えたように私は記憶をいたしておりません。で、この規定は、役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間で行なうという、通常行なわれておる慣行を明文をもつて明確に規定をいたしたということでございます。

○占部秀男君 いまのことばは非常に重大なんです、当局の中から指名する、こういう意味です。

○政府委員(佐久間) この「当局の指名する者」と申しますのは、通常の場合におきましては、当該地方公共団体の、たとえば人事担当の部長とか課長とかいう者が指名される場合が通常であらうと思ひます。ただ、これは特に当該地方公共団体の職員ということ限定をいたしておりませんので、場合によりましては、たとえば非常に特殊な法律問題が起つたような場合に顧問弁護士等を指定するということもあり得ると思ひます。次に、この6項におきまして、「役員以外の者を指名することが出来る」ということで労使双方同様な扱いをいたしておるわけでございます。

○占部秀男君 そこの非常問題なんです、当局の中から出すならこれはもうはつきりしておるのですが、非常に特殊な問題については当局以外の部外者からも、部外者の人も指名していいのだといういまの御答弁であつたと思ひます。どうも特殊なこのことばは非常に概念的でうまいのですけれども、実はそれじゃ困ることがある。というのは、具体的に私は言ひますが、たとえばついで、三年前に大阪の炭木の市役所で問題があつ

たときに、率直に言つて、暴力団が市長側の中に入つて、それでもつて工場の中へ入つてきた。私が現実に扱つた先ほどの静岡市の場合にも、この市長さんは選挙で落ちましたけれども、それはやはり暴力団といわれる人々を入れた、何ら関係のない人々を入れた、これは弁護士とかなんとかいふならまだ幾らかひつかりがあるけれども、そうじゃない人々を入れた、私たちの工場の中へ入つたんで、われわれ大騒ぎをしたことがあるのですが、かりに暴力団のような人々が入つてもこれはいいと、こういうことに読めるわけですね、その点はいかがですか。

○政府委員(佐久間) お話のようなことは全然予想をいたしておりませんで、きつめて特殊な法律問題が、専門的な問題が起りました場合に、その団体の顧問弁護士を指定するというようなこともあり得ると思ひますので、かように申し上げたわけでございます。

○占部秀男君 それなら、佐久間さん、こうしたらどうなんでしょうか。この特殊な法律的な専門的な問題、確かにありますね。ある。だから、そういう場合には当局が指名した顧問弁護士なり何なりをそこに立ちあわせて、交渉しておる人々たちがその人の意見を聞けばいいじゃないですか。交渉の相手方として指名するところ、私には問題があると思ふ。だから、交渉の相手はあくまでも当局であるということに限り合つたほうははつきりするし、また、暴力団なんかも雇うのを許す条項じゃないかというように、変に勘ぐられる必要もないわけですから、したがって、その点はどうですか。

○政府委員(佐久間) もちろん、先生の御心配になりましたようなことを毛頭予想をいたしておるわけではございません。それから、また、職員団体側におきまして、当該職員団体の役員になつておられませんか、たとえば、上部団体の者とかを正式に委任をいたしますれば、これは交渉相手とすることは可能なわけでございます。そういうようなことも明文を

もつて第六項の規定もいたしておられますし、交渉につきましては、双方ももちろん当事者同士がやるのがこれは通常でございますけれども、必要に応じて特別な関係の者を加えるという道も開いておいていいのではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○占部秀男君 そのあとの職員団体のほうについては、私またあとで伺ひたいと思ひますが、これは水かけ論になるのでこれ以上は進みませんが、ぼくは確認だけしておきたいと思ふのですが、結局、この文章そのままで読むと、だれを指名するかは、市長なら市長とか、当局者がきめるわけであつて、労使双方がきめるわけじゃないのです。そこで市長は、自分の何か非常に懸念が暴力団とまでいふなくとも少なくとも、力で威圧できるような人を頼んでも、これは非合法ではない、こういうことになるわけですね、この文章では、基準がないんだから。その点は明確にしておいてもらいた

い。行政指導は別ですよ。この法律の解釈としてはそうなるんじゃないか。基準はないんですか。つまり、市長のかつてなんだから、そういう点、明確にしてもらいたい。

○政府委員(佐久間) 法律論をいたしましては、そういう場合も入り得ると思ひますけれども、この規定の趣旨が先ほど申し上げましたような趣旨でございますので、そのように解釈し、運用をいたしてまいりたいと思ひます。

○占部秀男君 さつきから労働大臣、この問題で御答弁がたつていようだけれども、ちよつと。

○国務大臣(石田) したがつていふわけじゃない。同じような趣旨の質問が前にもござい

ましたから、何を考へて質問をしておられるのか私にはわからなかつたのです。それは暴力団といふようなものを頼む場合が心配だといふことがいまわかつた、初めてわかりました。むろん、そういうことではないといふこと、それから組合側も、自分の組合側以外の人を頼む場合があるわけですから、たとえば市町村の当局者の中で、法律

今日の職員団体の運動の中ではほとんどないですね。ないことを一般化して書くということは、これは少し酷じやないですか。救済措置があればですよ。そういう点、いかがですか。

○政府委員(佐久間 彌君)　ここに書いてございます各項目は、現在の交渉のルールといたしまして一般に行なわれておりますこと、認められており

ますことを明文化したわけでございます、特にその条項だけを落とすということもいかがかと思うのでございます。

○占部秀男君 その答弁では私は納得できない。現在やられておるといふようなことを言うけれども、じゃ現行法に打ち切ることができるといふような条項は入っていますか。その点、伺いたい。

○政府委員(佐久間君) 現行法におきましては、そういうものは条例にゆだねられております。条例の中にはこのような規定も入っておりますかと思ひます。

○占部秀男君 だから私は言うんです。条例にうたつておるところもあるし、うたつてないところもある。それはその単位団体、その地域の自治体のそのときの労働運動の情勢によつて違ふわけですよ。それを何もう一般化してここに書く必要はないわけであつて、現状でも済んでおることをわざわざここに書くのはどういふわけですか。しかも、この条約が通るといふことになれば、現在の慣行であるとか、あるいは現在の指定されている法律を下つてはならないといふことになつて、条約でしよう、この条約は。救済措置をつけて、そして打ち切ることができるといふことを書いたなら、これならいいですよ。ところが救済措置はなしにして、そして打ち切ることができるといふような、何か刀を抜く、この刀を市長さんや知事さんに持たしたような、そういうようなつくり方をすること自体が、今度のILO八十七号条約の批准の趣旨に全く逆転しているんじゃないか。これはもうこのままこれを取つちまつて、現在の各地の条例で済んでいるのですから、その条例でもつてやらしておけばいいじゃないか。その点、どうです。

○政府委員(佐久間君) おことばを返すようでございますが、私もさういふことは、地方公共団体における実情、現状から判断いたしました、このような交渉の常識ともいふべきものではございませんけれども、これを法律の上に明確に規定をいたすといふことの必要があると、か

うに考えておるわけでございます。

○占部秀男君 いまの局長のように答弁されてしまつと、これはおことばではございませうが、私はさう考へておりますから、いたしかたございませんと、こういう答弁であつて、これはもう問答無用という形になるので、この法律案を修正する以外に手はないのですが、遺憾ながら少数ですからなかなか修正はできませんからお願いしておるわけなんです。この点、ひとつ自治大臣に、もう一ぺん、これは将来の問題ですが、私は検討してもらいたいと思ふんです。それは、こういう条項を書くなら書くでいいから、市長が不当に拒否したような場合にはどうなるかと、こういう救済規定をこの中へ入れてもらふように、将来ひとつばくは検討してもらいたいと思ふんですが、その点はいかがですか。

○国務大臣(吉武市君) こういう問題は、実は、過去にいろいろな事例があつたりなんかいたしまして、先ほど答弁いたしましたように、だんだんと非常に正常化されておりますけれども、こういうふうにして労働間の正常な交渉といふものをさせようといふところで規定を置いたわけでございます。これが乱用されるということは、これは好ましいことじゃございませぬので、私もさういふことは、適切な指導をしていきたい、かように存じております。

○占部秀男君 適切な処置をしていきたいとおことばは非常にありがたいのですが、そういう中には、将来にかけてもそういうような場合が起こつちやいかんので、救済規定の問題も検討してみようではないかという、そういう内容が含まれておると私は思ふのです。いまの大臣の御答弁には、そういう点はいかがですか、念を入れるようですけれども。

○国務大臣(吉武市君) 私は、地方公共団体でございませうから、あまり法律でやらなくても、指導によつて適切にいけるのではないかと、かように存じておりますが、まあ将来考へる、検討はいたしますけれども、さうに存じております。

○占部秀男君 どうも御切れが悪いんですね。検討するなら検討すればいいのであつて、救済規定を出さないなら、こういう打ち切るといふこということも事實は必要ないのだから、これもひとつ両方とも検討しようといふような話ならわかるのですが、どうも検討しよう、いやいやどうも検討しようといふように言つたように感じるので、もつと積極的にこの実態を調べてみて、それに合わないようだったら、それはもうどうかする、こういうふうにはつきりとひとつ大臣言つてもらいたいと思ふのですが、これは大事なところなんです。

○国務大臣(吉武市君) 先ほど申しましたように、地方団体といふのでございませうから、そういうふうなことがあれば、私もさうして適切な指導が行なわれるだらう、かように存じているわけでありませう。したがつて、さうに申し上げたのでありますが、まあ御意見の点につきまして、私は、私また検討してみよう、こういうことでございませう。

○占部秀男君 最後に、地公法の労働基準法の適用の問題なんですけれども、これはたびたび問題になつていて問題なんであつて、いまだにどうも改善されてない点なんです。この五十八条の四項で、一般官公署と認められる職場は、人事委員会の委員が監督官の任務を行なうことになつておるわけなんです。また、人事委員会ではなくて公平委員会を置くところでは、たしか市町村長が監督官になつていておるのです。これだけは、これはみつともない話だから、私は直してもらいたいと思ふのです。特に、人事委員会の委員といふのは、御存じのように非常勤ですね。これは常勤じゃないんです。非常勤の人がさういふ監督をするといふこと自体がこれはできないことなんです。結局は形式上の問題で、特に公平委員会しか設けられないような中小都市では、市長が自分みずから自分のやつておることをいいか悪いかを監督しようなんて、こんなばかな話がどこに一体あります。これは局長は御存じだと思ふのです。

○政府委員(佐久間君) この点につきまして、前々から御意見のございませう点は拝聴いたしております。私もさういふことは、人事委員会につきましてはこのためでもいいのじゃないか。ただ、御指摘のございました公平委員会を置いておられます市町村につきまして、市町村長を監督官にしておるといふ点につきましては、御指摘のようによつて検討すべきものがあるように存じておりますので、今後検討してまいりたいと思ひます。

○占部秀男君 いま地方公務員法の中の具体的な点について質問をほつたわけですが、今度、第二の、地方公務員の労働基本権の本筋について実はお伺ひしたいと思つたのですけれども、時間の制約があるそうですから、私の質問はこれで終わりにしておきます。

○委員長(安井君) 本日はこれで散会いたします。

午後五時三十一分散会

昭和四十年五月十七日印刷

昭和四十年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局